


令和元年12月25日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官 河村暢之 
令和元年(ネ)第3606号株主総会決議不存在確認請求控訴事件 (原審・東京地方裁判所平成30年(ワ)第39858号)

令和元年11月20日口頭弁論終結

判 決

東京都港区虎ノ門二丁目2番5号共同通信会館2階

控 訴 人 宗 和 建 物 株 式 会 社

同代表者代表取締役 柴 垣 昭 人

東京都渋谷区神宮前二丁目14番19号 神宮前214ビル401

被 控 訴 人 大 塚 万 吉

同訴訟代理人弁護士 堀 敏 明

主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 被控訴人の請求をいずれも棄却する。
- 3 訴訟費用は第1, 2審とも被控訴人の負担とする。

第2 事案の概要

- 1 本件は、控訴人の全株式(500株。以下「本件株式」という。)を有する株主であると主張する被控訴人が、藤林久士(以下「藤林」という。)が本件株式を有する株主であるとしてされた控訴人の平成30年2月26日付けの臨時株主総会(以下「本件株主総会1」という。)及び同年10月31日付けの臨時株主総会(以下「本件株主総会2」という。)における各決議がいずれも不存在であることの確認を求めた事案である。

原審が、被控訴人の請求をいずれも認容したところ、控訴人がこれを不服として本件控訴をした。

2 前提事実、争点及びこれに対する当事者の主張は、原判決「事実及び理由」欄の「第2 事案の概要」の1及び2に記載のとおりであるから、これを引用する。ただし、原判決を次のとおり訂正する。

(1) 原判決2頁8行目及び15行目の各「本件株式の」をいずれも「本件株式を有する」と改める。

(2) 原判決2頁20行目の「争点」を「争点及びこれに対する当事者の主張」と、21行目を「本件の争点は、現時点で被控訴人が本件株式を有する株主であるか（原告適格）及び本件株主総会1及び本件株主総会2の時点で藤林が株主ではなかったかである。」と、24行目の「本件株式の」を「本件株式を有する」と、25行目の「本件株式の株主は」を「本件株主総会1及び本件株主総会2の時点においても、現時点においても、本件株式を有する株主は」とそれぞれ改める。

(3) 原判決3頁3行目から8行目までを次のとおり改める。

「平成19年暮れ頃、堀川から柴垣に対し、控訴人を担保とする融資の申込みがあり、資金提供の条件として、控訴人の株券を担保とすることを提案したところ、堀川は、株券は発行していないが堀川が保有している全株式と控訴人の代表権を譲渡することで融資をお願いしたいと述べたため、柴垣の知人が、1000万円の融資をし、堀川から控訴人の関係書類と実印を受領し、柴垣が控訴人の代表者に就任した。その後、堀川から、再度融資要請があり、柴垣の知人である藤林が、控訴人会社の代表権を藤林に移行することで、堀川に融資をした。

上記の融資に対する返済に事欠いた堀川は、友人であると思われる被控訴人と結託し架空の債権を作成し、それに基づく借用書、金銭消費貸借契約書及び（発行していないといていた）株券、株式譲渡契約書、代物弁済

契約書等を遡って作成した。堀川への融資を実行した時に本件株式は柴垣が譲渡を受けているもので、堀川が被控訴人に対して本件株式の譲渡をすることはあり得ない。」

第3 当裁判所の判断

- 1 当裁判所も、被控訴人の請求は、いずれも理由があると判断する。その理由は、原判決「事実及び理由」欄の「第3 当裁判所の判断」に記載のとおりであるから、これを引用する。ただし、原判決3頁14行目の「これに対し」から21行目の「そうすると、」までを次のとおり改める。

「これに対し、控訴人は、被控訴人が堀川から本件株式を譲り受ける前に、堀川に対する融資の条件として、柴垣が本件株式を譲り受けた旨の主張をする。しかしながら、仮に控訴人の主張する事実があったとしても、株券発行会社の株式の譲渡は当該株式に係る株券を交付しなければ効力を生じないとされている（会社法128条）ところ、証拠（甲2の1ないし10）及び弁論の全趣旨によると、控訴人は株券発行会社であると認められるから、株券の交付を受けていない柴垣に対して本件株式の譲渡の効力は生じておらず、被控訴人が堀川から本件株式の譲渡を受けることの妨げにはならない。また、控訴人は、堀川から被控訴人に対する本件株式の譲渡は架空の債権に基づくものである旨主張しているところ、これが被控訴人と堀川との本件株式の譲渡が通謀虚偽表示に当たり無効であって、被控訴人が本件株式を有していない旨の主張であると捉えるとしても、本件において、堀川から被控訴人への本件株式の譲渡は、堀川が被控訴人に対して負っていた借入債務の代物弁済としてされたことがうかがわれるところ、上記の借入債務が架空のものであることをうかがわせるような証拠はなく、上記主張を認めることはできない。

したがって、本件株主総会1及び本件株主総会2が開催されたとされる当時においても、現時点においても、本件株式を有する株主は被控訴人であるというべきであって、被控訴人は、本件訴えの原告適格を有するものである

し、」

- 2 以上によれば，被控訴人の請求をいずれも認容した原判決は相当であり，本件控訴は理由がないからこれを棄却することとして，主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第17民事部

裁判長裁判官

川神 裕 

裁判官

武藤真紀子 

裁判官

中辻 雄一朗 

これは正本である。

令和元年12月25日

東京高等裁判所第17民事部

裁判所書記官 河村 暢之

